

保険料の計算例

ここでは、家族構成別に保険料の計算例を紹介します。
なお、保険料の100円未満は切り捨てとなります。

1 1人世帯で後期高齢者医療制度に加入



世帯主 75歳
年間所得 0円
※収入が年金のみで、収入額が120万円以下の場合、所得は0円になります。

○均等割額…7割軽減に該当
46,700円×0.3=14,000円…①
○所得割額 0円…②
保険料は①+②=14,000円

2 夫婦2人世帯で、ともに後期高齢者医療制度に加入



【夫】世帯主 75歳
年間所得 50万円
※収入が年金のみで、年額330万円以下の場合には120万円控除された額が所得となります。今回の例は、収入額が170万円の場合で、50万円が所得となります。

【夫】
○均等割額…5割軽減に該当
46,700円×0.5=23,350円…①
○所得割額
(50万円-33万円)×8.62%=14,654円…②
保険料は①+②=38,000円



【妻】 75歳
年間所得 0円
※収入が年金のみで、収入額が120万円以下の場合、所得は0円になります。

【妻】
○均等割額…5割軽減に該当
46,700円×0.5=23,350円…①
○所得割額 0円…②
保険料は①+②=23,300円

3 同居の子(世帯主)の社会保険に扶養されていた母が、後期高齢者医療制度に加入



【母】 75歳
年間所得 0円
※収入が年金のみで、収入額が120万円以下の場合、所得は0円になります。

【母】
○均等割額…軽減なし(世帯主との所得の合計額で判定)
46,700円…①
○所得割額 0円…②

※保険料は①+②=46,700円となりますが、社会保険(国民健康保険を除く)の被保険者に扶養されている人は、平成20年4月から同22年3月までの2年間、特例により均等割額が軽減されますので、その間の保険料は次のとおりとなります。

- 平成20年4月～9月
均等割額(6カ月分)の10割を軽減…保険料は 0円
- 平成20年10月～同21年3月
均等割額(6カ月分)の9割を軽減…保険料は 2,300円
- 平成21年4月～同22年3月
均等割額の5割を軽減……………保険料は23,300円

【子】世帯主 40歳
年間所得 200万円

■保険料の納付方法

保険料を納める方法は、本人の年金受給額などによって、次の2通りに分けられます。

〔年金からの差し引き〕

年金受給額が年額18万円以上で、後期高齢者医療制度保険料と介護保険料の合計額が年金受給額の2分の1を超えない人は、年金から差し引かれます。

〔納付書や口座振替での納付〕

年金受給額が年額18万円以下の人と、後期高齢者医療制度保険料と介護保険料の合計額が年金受給額の2分の1を超える人は、納付書または口座振替により納付します。

※『後期高齢者医療制度』についての詳しいことは、市役所本庁・保険年金課医療係 ☎1111(内線1135) または熊本県後期高齢者医療広域連合 ☎096-368-6511へ。

『後期高齢者医療制度』の 保険料率が決まりました!



『後期高齢者医療制度』が4月1日から始まります。この制度は、75歳以上(65～74歳で一定の障害認定を受けた人を含む)のすべての人を対象とする新たな医療保険制度です(社会保険加入者などに扶養されている人も同制度の被保険者となります)。

今回、同制度の保険料の均等割額と所得割率が決まりましたので、保険料の軽減や計算例とあわせてお知らせします。

■保険料の額

保険料の「均等割額」と「所得割率」が下のとおり決まりました。

熊本の均等割額と所得割率(平成20・21年度)

均等割額(年額)	所得割率
46,700円	8.62%

被保険者1人当たりの保険料(年額)は、「均等割額」と「被保険者の前年の所得額から33万円を引き、所得割率を掛けた額」を合計した額となります(保険料の計算方法を参照)。

なお、均等割額と所得割率は県内同一で、2年ごとに見直されます。

保険料(1人当たり)の計算方法

均等割額	+	所得割額	=	保険料(年額)
46,700円		(被保険者の前年の所得額-33万円)×8.62%(所得割率)		

※世帯単位で計算される国民健康保険税とは異なり、個人単位となるため、世帯割と資産割はありません。

※保険料の限度額は50万円です。

■保険料の軽減

同一世帯の被保険者と世帯主の所得の合計額が、次の①～③のいずれかに該当する世帯の被保険者は、均等割額が軽減されます。

- 1 33万円以下……………7割軽減(均等割額14,000円)
- 2 33万円+(24.5万円×被保険者数〔被保険者である世帯主を除く〕)以下…5割軽減(均等割額23,350円)
- 3 33万円+(35万円×被保険者数)以下……………2割軽減(均等割額37,360円)

〔軽減の特例〕

75歳以上(65～74歳で一定の障害認定を受けた人を含む)の人で、今年の3月31日または75歳の誕生日前日までに、健康保険組合や共済組合等のサラリーマンなどが加入している社会保険

(国民健康保険を除く)の被保険者に扶養されている人は、今年4月から平成22年3月までの2年間、下表のとおり軽減されます。

	平成20年4月～9月	平成20年10月～同21年3月	平成21年4月～同22年3月
所得割額	10割軽減(0円)		
均等割額	10割軽減(0円)	9割軽減(2,300円)	5割軽減(23,300円)